

就業条件等の明示

- ①労働者派遣をしようとする旨
- ②派遣労働者が従事する業務の内容
- ③派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに**組織単位**
- ④労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項
- ⑤労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- ⑥派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- ⑦安全及び衛生に関する事項
- ⑧派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情処理に関する事項
- ⑨派遣労働者の新たな就業機会の確保、派遣労働者に対する休業手当等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- ⑩派遣労働者個人単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨）
- ⑪派遣先の事業所単位の期間制限に抵触する最初の日（期間制限のない労働者派遣に該当する場合はその旨）
- ⑫派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- ⑬労働者派遣の役務の提供を受ける者が⑤の派遣就業をする日以外の日には派遣就業をさせることができ、又は⑥の派遣就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合には、当該派遣就業をさせることができる日又は延長することができる時間数
- ⑭派遣元事業主及び派遣先との間で、派遣先が当該派遣労働者に対し、診療所、給食施設等の施設であって現に派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与、教育訓練その他の派遣労働者の福祉の増進のために便宜を供与する旨の定めをした場合には、当該便宜供与の内容及び方法
- ⑮労働者派遣の役務の提供を受ける者が、労働者派遣の終了後に当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用する場合に、労働者派遣をする事業主に対し、あらかじめその旨を通知すること、手数料を支払うことその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために講ずる措置
- ⑯健康保険被保険者資格取得届等の書類が行政機関に提出されていない場合のその具体的な理由
- ⑰派遣先が事業所単位又は個人単位の期間制限を超えて派遣労働者の受入を行った場合には、労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨
- ⑱労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
（紹介予定派遣の場合のみ）
- ⑲派遣可能期間の制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項
（派遣可能期間の制限を受けない業務である場合のみ）

※赤字については、平成27年9月30日施行の改正により新たに追加された項目

就業条件等の明示【記載例】

次の条件で労働者派遣を行います。

- 1 派遣先事業所名 ○○○○株式会社本社
- 2 派遣先事業所の所在地
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 ○ビル2階
TEL 06-6949-****
- 3 業務内容 営業課内における事務補助、電話応対、郵便物の仕分・発送の業務
- 4 就業場所 ○○○○株式会社本社 国内マーケティング部営業課総務係
(〒540-0008 大阪市中央区常盤町1-3-8 ○ビル5階
TEL 06-4790-****)

5 組織単位 国内マーケティング部営業課（国内マーケティング部営業課長）

- 6 指揮命令者 国内マーケティング部営業課総務係長 ☆☆☆☆☆
- 7 派遣期間 平成27年10月1日から平成28年9月30日まで

（派遣先の事業所における期間制限に抵触する最初の日 平成30年10月1日）

（個人単位における期間制限に抵触する最初の日 平成30年10月1日）

※ 派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、個人単位の期間制限の抵触日は延長されることはない。

なお、派遣先が派遣先の事業所における期間制限の延長について、当該手続きを適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限の抵触日を超えて派遣労働者の受入を行った場合は、労働契約申込みみなし制度の対象となります。

- 8 就業日 月・火・水・木・金（ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、夏季休業（8月13日から8月16日）を除く。）
- 9 就業時間 9時から18時まで
- 10 休憩時間 12時から13時まで
- 11 安全及び衛生

派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

12 派遣労働者からの苦情の処理

(1) 苦情の申出を受ける者

派遣先 営業課総務係主任 ☆☆☆☆☆ TEL06-4790-****

派遣元 派遣事業運営主任 ※※※※※ TEL06-7660-****

(2) 苦情処理の方法、連携体制等

- ① 派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の●●●●●へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ② 派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の◇◇◇◇◇へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- ③ 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

13 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。また、派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の

解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようするとともに、休業手当の支払の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第1項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。

14 派遣元責任者 派遣事業運営係長 ◎◎◎◎◎ TEL06-7660-****

15 派遣先責任者 総務部秘書課人事係長 ●●●●● TEL06-6949-****

16 派遣就業日外労働

8の就業日以外の労働は、1ヵ月に2日の範囲で命じることができるものとする。

17 時間外労働

9の就業時間外の労働は1日4時間、1ヵ月45時間、1年360時間の範囲で命じることができるものとする。

18 派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与

派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を与える給食施設、休憩室、及び更衣室については、本契約書に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるよう配慮しなければならないこととする。

19 労働者派遣に関する料金

日額 ****円（当社〇〇支店平均額）

20 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用することを希望する場合には、派遣先は派遣元へその旨を通知することとし、派遣元が職業紹介を行うこととする。職業紹介により当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には手数料として、派遣先は派遣元に対して、支払われた賃金額の△△分の▲▲に相当する額を支払うものとする。

21 社会保険等の被保険者取得届の提出の有無及び提出していない場合の具体的な理由

雇用保険 有

健康保険 無（現在準備中であり、10月20日に届出予定）

厚生年金保険 無（現在準備中であり、10月20日に届出予定）

※ 書面によっては、事例により適正とはならない場合が生じますので、これら参考例は参考にとどめ、実際に作成する際には、法令、施行規則、業務取扱要領等をご参考の上作成願います。

※ 平成27年改正法による追加事項については、太字にて表記しています。